

平成 2 7 年 1 2 月 川 棚 町 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 3 日 目)

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日 金 曜 日 (午 前 1 0 時 開 会)

出 席 議 員 (1 4 人)

1 番	山	口	隆
2 番	田	口 一	信
3 番	三	岳	昇
4 番	久 保	田 和	惠
5 番	毛	利 喜	信
6 番	堀	田 一	徳
7 番	堀	池	浩
8 番	波	戸 勇	則
9 番	小	谷 龍 一	郎
1 0 番	高 以	良 壽	人
1 1 番	小	田 成	実
1 2 番	福	田	徹
1 3 番	村	井 達	己
1 4 番	初	手 安	幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山	口	栄	治
書 記	小	林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山	口	文	夫
副 町 長	山	口	誠	実
教 育 長	古	賀	信	雄
総務課 長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉	克	己
企画財政課 長	大	川	豊	文
地域政策課 長	野	上	英	了
税 務 課 長	中	尾		剛
健康推進課 長	成	富	浩	樹
会 計 課 長	三	岳		昭
住民福祉課 長	山	中	美	由紀
農林水産課 長 兼農業委員会事務局長	太	田	啓	寛
建 設 課 長	照	本	茂	法
ダム対策室 長	福	田	多	肥
水 道 課 長	廣	田	洋	一
教 育 次 長	吉	永	文	典
行 政 係 長	荒	木	俊	行

議事日程

第1	議案第58号	川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	総務厚生委員長報告
第2	議案第59号	川棚町債権管理条例	総務厚生委員長報告
第3	議案第61号	川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	総務厚生委員長報告
第4	請願第2号	「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願	総務厚生委員長報告
第5	請願第3号	「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願	総務厚生委員長報告
第6	議会広報広聴特別委員会	中間報告	

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、議案第58号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例」を議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生委員長 付託審査報告を行います。総務厚生委員会に12月9日に付託されました議案第58号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の審査結果について報告します。この審査結果については、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長宛に報告書を提出しておりますので、内容について、その報告書を読み上げることといたします。

平成27年12月15日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長毛利喜信。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。記。事件の番号、件名、審査の結果。議案第58号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。議案第58号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

(1) 審査期日、平成27年12月14日、15日。(2) 審査場所、第3委員会室。(3) 出席者、委員全員、議長、事務局長。(4) 説明者、総務課長、担当係長。

2、審査内容。

質疑、個人番号で個人情報漏えいの恐れはないのか。

答弁、個人番号は様々な庁内事務で使用することになるが、個人番号だけでは個人情報は分からない。番号自体はもっとオープンな扱いになる。

質疑、個人情報の漏えいが心配であるが、職員への指導等は考えているのか。

答弁、機器の間違った利用やウイルス感染等があったとしても、回線は分離しているので漏れることはない。情報の外部への持ち出し等、全体的な研修は考えている。

質疑、第4条に「この限りではない」と例外規定があるが、どのような場合を想定しているのか。

答弁、転入者等に関する事務を想定している。

質疑、別表に掲げる事務は今後増えていくのか。

答弁、法別表には100を超える事務があり、ほとんどを網羅している。今後、独自利用する事務が増えれば新たに規定することになる。

3、審査の結果。

議案第58号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定とした。以上です。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

1 番 山 口 審査内容の2番目ですが、答弁の中で、情報の外部への持ち出し等、全体的な研修は考えているということが答弁であるわけですが、この部分は具体的に聞かれたのかどうかお尋ねします。

総務厚生委員長 情報の外部への持ち出し等ということなんですけれども、これにつきましてはUSB等を利用するときはパスワードを使ったりということで、漏えいを防止するという。それで研修については、具体的にいつというところの説明までは受けておりませんが、今後、そういった研修は考えているということで答弁は受けております。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第58号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に

関する条例」について討論を行います。委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

4 番久保田 議案第58号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に対する反対討論を行います。

この条例は、国が国民を一元的に管理しようとするマイナンバー制度に伴う条例です。マイナンバー制度は、憲法第13条の保障するプライバシー権を侵害し監視国家を出現させるものです。今、全国各地でマイナンバー違憲訴訟が提起されています。今年、年金機構でも125万件の情報漏えい問題が話題になったばかりです。しかも、この制度がスタートする前から詐欺などの犯罪が起きています。アメリカでは、個人番号の不正利用が多発し社会問題になっています。イギリスでは、2008年に国民ITカード制度を実施しましたが、恒常的に国民の人権を踏みにじる制度であるとして、わずか2年で廃止になっています。人間がすることにミスはつきものです。個人情報が漏れないと断言できません。私はマイナンバー制度に対して反対です。よってこの条例にも反対します。以上です。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 1 番小田 議案第58号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に対する賛成討論を行います。

この条例は、法律およびマイナンバー制度に基づき、適正な取り扱いを確保し、役場庁舎内の事務の効率化及び情報の共有を合理的かつスムーズに行うために制定されるものであるもので賛成します。

議 長 次に、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって、議案第58号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 10)

議 長 次に、日程第2、議案第59号「川棚町債権管理条例」を議題といたします。本案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生委員長 12月9日に付託されました議案第59号「川棚町債権管理条例」の審査結果について報告いたします。

この審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長宛に報告書を提出しておりますので、内容についてはその報告を読み上げることといたします。

平成27年12月15日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長毛利喜信。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。記。事件の番号、件名、審査の結果。議案第59号「川棚町債権管理条例」、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。議案第59号「川棚町債権管理条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

(1) 審査期日、平成27年12月14日、15日。(2) 審査場所、第3委員会室。(3) 出席者、委員全員、議長、事務局長。(4) 説明者、企画財政課長、担当係長。

2、審査内容。

質疑、この条例を制定するメリットは。

答弁、公債権と私債権を一括して取り扱うことにより、事務の効率化が図られる。

質疑、債権放棄は、いつからできるようになるのか。

答弁、平成28年4月1日から処理できるようになる。

質疑、住宅使用料で債権放棄はないのか。

答弁、現時点ではないという考え方である。

質疑、債権放棄した場合、議会に報告となっているが、承認等の事務手続きが必要ではないか。

答弁、全国的にみても、そういう事例はない。

3、審査の結果。

議案第59号「川棚町債権管理条例」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

4、委員会の意見。

議会への報告については、明確に説明し、理解を得られるよう努められたい。以上でございます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第59号「川棚町債権管理条例」について討論を行います。委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第59号「川棚町債権管理条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:15)

議 長 次に、日程第3、議案第61号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生委員長 では、付託審査報告を行います。総務厚生委員会に12月9日に付託されました議案第61号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の審査結果について報告いたします。

この審査結果につきましては、すでに文書により議長宛に報告書を提出しております。内容については、その報告書を読み上げることといたします。

平成27年12月15日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長毛利喜信。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。記。

事件の番号、件名、審査の結果。議案第61号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会委員長報告。議案第61号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

(1) 審査期日、平成27年12月10日、15日。(2) 審査場所、第

3 委員会室。(3) 出席者、委員全員、議長、事務局長。(4) 説明者、健康推進課長、担当係長。

2、審査内容。

質疑、今回の6,000万円増額する税率改定は妥当なのか。

答弁、国保運営協議会からの答申を受け、6,000万円の増額は妥当であるという判断をしている。できるだけ少額の改定にしたいが、一般会計への負担、国保に加入していない方への負担を考えると、今回の引き上げ幅は致しかたなかった。

質疑、年間で15万円ほど上がる世帯があるようだが。

答弁、40歳～64歳の2人世帯で所得が500万円のモデル世帯が該当する。

質疑、多受診・重複受診の是正、ジェネリック医薬品の利用促進、レセプト点検、データヘルス計画等を活用して、医療費を抑制すべきではないか。

答弁、国・県のKDBシステム等を利用して、病気の原因や治療の分析をおこない、対象者へ情報を提供し、効率的な治療につなげたい。

質疑、医療費分の保険税率が34%ほど上がっているが、町民にどのように説明していくのか。

答弁、財源不足に陥った理由、1億2千万円におよぶ赤字の状況、今回の大幅な税率改定、一般会計からの繰入金が多額になること等、町民にはわかりやすく表現し、お知らせしていきたい。

質疑、今後の税率改定の見通しは。

答弁、2年毎の改定予定であるが、状況をみながら判断していきたい。

3、討議の主な意見。

税率改定はやむを得ないが、医療費の抑制に関しては早急に取り組んでもらいたい。

今回の改定については、引き上げ率があまりにも大きい。3割以上も引き上げていいのか。町民への周知・説明ができるのか。

上げ幅を小幅にして、法定外繰入を増やすべきではないか。

今後の財政運営を注視していきたい。

今回の改定が限度と感じる。今後の医療費削減への取り組みを期待する。

4、審査の結果。

議案第61号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

5、委員会の意見。

国民健康保険事業においては、平成20年度より後期高齢者への支援分など新たな課税が加わるなど制度改正が行われた中、本町では平成24・27年度に小幅な税率改定は行ったものの、財政調整基金を取り崩し、適正な保険税の改定がなされず事業を運営してきた。

また、一人あたりの医療費の増加、多くの被保険者が高齢者や低所得者という構造的な問題を抱えている。そして財政調整基金は枯渇し、一般会計より法定外繰入をしなければ事業運営ができないまで逼迫した財政となっている。

今回の改定案は、国保運営協議会からの答申の内容を基本に税率を改定し、法定外繰入をおこなうなど、今後も大変厳しい財政運営ではあるが、保険事業を維持するため、断腸の思いでやむを得ないと判断する。

今後は、町民には相当の負担をかけることになるが、現在までの見込みや運営の甘さを反省し、国保制度についての丁寧な説明をおこない、特定健診等の受診率向上、多受診・重複受診の抑制、ジェネリック医薬品の利用促進などへの理解・協力を得られるよう努めることを強く望む。以上、報告いたします。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第61号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、討論を行います。委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

4 番 久 保 田 議案第61号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例」についての反対討論を行います。

今回の国保改正は、医療分のみでありますが、県のモデル保険料で計算しても、7万8,450円の値上げで、41万4,200円と、子育ての世帯にとっても、これから子どもを産み育てようとする世帯にとっても大きな負担となります。しかも、所得150万円は、給与収入で言えば240万円で、2か月分の国保税となります。2人分の年金掛け金37万2,960円をプラスすると、収入の33%、3分の1が国保と年金になってしまいます。とても厳しく、家計を圧迫することは、火を見るより明らかです。保険料を払えず、病気を悪化させることも考えられます。私は払える保険料にすべきとして反対します。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

1 番 山 口 賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険というのは、加入者が安心して医療を受け、健康的な生活を送ることができる制度であり、加入者が応分の負担をすることにより運営をされております。しかし、今回の保険税の改定は、医療分で30%を超える大きな上げ幅であり、加入者にとっては大きな負担になるということは、これは避けられないこととございます。しかし、現在の国保の運営というのを考えればですね、今後、国保の健全で安定的な運営を考えていくとですね、今回の改定はやむを得ないものと判断をせざるを得ません。

今回の改定について、町民の理解が得られるよう、丁寧で十分な周知と説明責任を果たしていただき、保険税の収納率の向上や、特定健診の受診率の向上等に努めるなど、国保の健全な運営に努められることを期待し賛成いたします。

議 _____ **長** 次に、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

この採決は起立によって行います。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって、議案第61号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 26)

議 長 次に、請願第2号「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出について請願」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。

総務厚生委員長 付託審査報告を行います。12月9日に付託されました請願第2号「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願」の審査結果について報告をいたします。

この審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第94条の規定により、すでに議長あてに報告書を提出しておりますので、内容につきましては報告書を読み上げることといたします。

平成27年12月15日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長毛利喜信。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。記。

- 1、受理番号。請願第2号。
- 2、付託年月日。平成27年12月9日。
- 3、件名。「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願。
- 4、審査の結果。不採択とすべきものと決定。

総務厚生委員会委員長報告。請願第2号「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願の総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

(1) 審査期日、平成27年12月11日、15日。(2) 審査場所、第3委員会室。(3) 出席者、委員全員、議長、事務局長。(4) 説明者、紹介議員久保田和恵。

2、審査内容。

紹介議員に対する主な質疑。

質疑、56条を廃止すればどのようなメリットがあるのか。

答弁、メリット、デメリットの話ではなく、労働の対価として認めてもらいたいということである。

質疑、所得税を免れるようなことが起きるのではないか。

答弁、そういうことは思っていない。

質疑、白色申告から青色申告に移行すればよいのではないか。

答弁、青色申告は事務手続きが厳しく大変である。

質疑、家族の人権に関わることなのか。

答弁、家族が働いて、労働の対価とならないのは人権問題である。

3、討議の主な内容。

現在の申告納税制度では、白色申告者が正確な記帳により税申告できる青色申告制度がある。この制度を活用すれば、対価の分配も今まで以上に可能となる。

青色申告に移行することにより、申告者自体の健全な財務、経営体質の育成が図られるのではないか。

4、審査の結果。

反対討論。所得税法第56条は、税の「個人単位」が原則となる中において、個人事業主が恣意的に所得を家族に分散し、税負担の軽減を防ぐため設けられたものである。様々な社会情勢の変化などに鑑みれば見直しの必要性も感じるが、慎重な検討が必要で、直ちに56条を廃止すべきでない。

賛成討論。なし。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第2号「所得税法第56条廃止」

を求める意見書提出についての請願は、全会一致で、不採択すべきものと決定した。以上で報告を終わります。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから請願第2号「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願」に対し、討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。委員長の報告のとおり決定することに対し、反対者の発言を許します。

4 番久保田 「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出について」の請願に対して、委員長報告では不採択ということです。

家族で営む中小業者にとっては、家族の労働の対価を認めてほしいというのが所得税法の廃止です。そして、中小業者の長年の要望でもあります。委員長の不採択ということは残念でなりません。以上です。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

2 番田口 不採択すべきものという観点から討論をいたします。

そもそも家族労働というものは、その労働がどの程度事業に貢献したのかというもの自体も分かりづらいし、したがって、いくらそれに対して払えばいいのかということ自体も分かりづらいものであります。そのために、そういったものをはっきりさせるために57条の青色申告制度というものがあって、税務署に届け出をし、きちんと記帳するというかたちでするならば認めていいよということでありまして、そうしなければ認めませんというのが56条だと思っておりますので、57条と56条はセットになっていて、現在、家族労働をきちんと評価する青色申告制度をきちんと機能させるものであると思っておりますので、56条を廃止すると恣意的にコストが計算されて、結果的に脱税につながるということになるのではないかと思いますので、不採択がよいと思っております。以上です。

議 長 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言はありますか。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第2号「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。

請願第2号「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願」を、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立少数です。したがって、請願第2号「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願」は、不採択とすることに決定いたしました。

(10 : 35)

議 _____ **長** 次に、日程第5、請願第3号「「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願」を議題といたします。本件について、総務厚生委員長の報告を求めます。

総務厚生委員長 12月9日に付託されました請願第3号「「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願」の審査結果について報告いたします。

この審査結果につきましては、すでに文書により議長あてに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告とさせていただきます。

平成27年12月15日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長毛利喜信。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。記。

1、受理番号。請願第3号。

2、付託年月日。平成27年12月9日。

3、件名。「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願。

4、審査の結果。不採択とすべきものと決定。

総務厚生委員会委員長報告。請願第3号「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願の総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

(1) 審査期日、平成27年12月11日、15日。(2) 審査場所、第3委員会室。(3) 出席者、委員全員、議長、事務局長。(4) 説明者、紹介議員久保田和恵。

2、審査内容。

紹介議員に対する主な質疑。

質疑、請願趣旨の中の「戦争法」の位置づけは。

答弁、集団的自衛権を行使することである。

質疑、自衛隊は憲法9条に違反するのか。

答弁、憲法違反であると認識している。

質疑、自衛隊は不要ということか。

答弁、災害時等は必要であるが、武力を備えた自衛隊は違憲と考えているので、存在は認められない。

質疑、自国をどうやって守るのか。

答弁、武力ではなく、外交で守るべきである。強行採決したことで他国を挑発している。

質疑、この関連法に反対している人々の数をどの程度把握しているか。

答弁、町内でも700名余りの署名をいただいた。

質疑、憲法9条の改正は必要と思うか。

答弁、必要ない。

3、討議の主な内容。

この関連法が即、戦争につながるものではない。

憲法解釈に対する国民の意見も分かれ、司法判断も出されていない。

国際情勢を勘案したとき、この関連法の必要性を感じる。国においても適切な運用がなされるものと信じている。

4、審査の結果。

反対討論。この関連法は戦争法ではない。自国防衛のために絶対に必要である。

賛成討論。なし。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第3号「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願は、全会一致で、不採択とすべきものと決定した。以上で報告といたします。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから請願第3号「「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願」に対し、討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

4 番久保田 請願第3号「「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願」に対する委員長報告は、不採択でした。それに対する反対討論を行います。

いわゆる戦争法は、今年4月に合意された日米新ガイドライン軍事協力の真を実行させるために、なくてはならないものということが自衛隊の内部資料により明らかになりました。多くの国民と憲法学者、大学関係者などの声を無視して憲法よりも日米同盟を上位に置くことは、立憲主義を破壊すると言えます。私は、昨日まで872名の方から署名をいただいておりますが、

切実に心配されておられる方は自衛隊員を家族に持つ方たち、そして戦争の記憶があられる高齢者の方たちです。大きな空襲を受け、多くの戦争遺構のある本町での不採択は納得いきません。よって反対です。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

6 番 堀 田 請願第3号「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願」について、総務厚生委員長の報告どおり不採択とすることに賛成の立場で討論をいたします。

政府の最も重要な責務は、わが国の平和と安全を維持し、国民の命を守ることであることは当然であります。日本を取り巻く安全環境が厳しさを増す中で、国民を守るためには憲法第9条のもとで許容される自衛の措置はどこまで認められるのか、限界はどこにあるのかを突き詰めて議論し、論理的整合性や法的安定性というものを十分に配慮したうえで、自衛への措置、発動の第3要件が定められ明記されています。

新3要件では、日本への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合でも、これにより日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限って、自衛の措置をとることができる」と明記されています。安倍総理は、戦争法案などと言も言っていない。あくまで専守防衛、自己防衛に限って許されるという厳しい条件がついているのが、今回の平和安全保障関連法です。よって、今回の関連法により、日本の安全、国民の命を守ることになると思い、不採択に賛成をいたします。

議 長 次に、反対者の発言を許します。

10 番 高 以 良 私は、「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願」を採択すべきとの立場で討論いたします。

去る9月19日に、参議院で強行採決され成立した安全保障関連法は、歴代の政権が憲法違反であり行使することはできないと言明してきた集団的自衛権の行使を可能にしたものであり、多くの国民が反対の声を上げている中で、国会の中の数の力によって強行採決されたものであります。

また、多くの憲法学者や内閣法制局長官経験者からも違憲であるとの意見が表明されております。憲法は、国の最高法規であって、どのような権力も憲法によって縛りを受け、憲法を尊重し擁護すべき義務があります。

政治的に必要だという理由だけで、一内閣の判断で憲法解釈を変更するということや、多くの国民が反対し理解が深まっていないとされる法案を国会の中の数の力によって強行採決するという事などはあってはならないと思います。

このようなやり方は、民主主義国家として最大限尊重されるべき立憲主義を無視したものであり、認めるわけにはいかないと思いますので、私はこの請願は採択すべきであると考えます。よって、委員長報告には反対です。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

7 番 堀 池 請願第3号「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願」について、委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の立場で討論します。

本請願に戦争法と4回も表現されていますが、今回の関連法の中身をまったく理解していない、きわめて短絡的な議論と言わざるを得ません。

憲法第9条のもとで許容される自衛の措置、発動の新3要件が定められ明記されています。

新3要件では、日本への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合でも、これにより日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明確な危険がある場合に限って自衛の措置をとることができる見直しされ、あくまで専守防衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件がついています。

また、自衛隊の海外派遣には、国際法上の正当性、国会の関与と承認、自衛隊の安全確保の3原則を確立しました。PKO5原則である停戦、同意、中立性、撤退、武器使用も堅持しています。新法の国際平和支援法には、例外なき国会事前承認、国連決議、非戦闘現場の3つの要件も明記されています。よって、平和安全保障関連法により、日本の安全のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献できると思ひ、不採択に賛成いたします。

議 長 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言はありますか。

2 番 田 口 総務委員長の報告に賛成の立場で討論をいたしたいと思いません。

先ほどの高以良議員の意見には、かなり賛同的な気持ちもあるんですけども、そもそも集団的自衛権という言葉がですね、何か分からないうちに独り歩きしているような感じがありますが、もともと考えてみれば、憲法は自衛権というものが認めるという解釈が定着しておるわけです。

集団的のつかない自衛権は認められているという解釈がはっきりしておるわけでありますので、今回の法律に規定されている存立危機自体というものも我が国に対して明確な危険がある場合ということでありますので、それを今まで認められている自衛権の範囲で読めるものと思います。私は、集団的自衛権の集団的という言葉は無意味だというふうに思っておるんですけども、いずれにせよ今回の法律によって存立危機自体とかっていう概念が設定されましたが、それは憲法の範囲内であるというふうなことが考えられますし、現に安倍政権も合憲であるというふうに言っておるわけですので、今回の法律はこれでよいのではないかと思います。

ただ、安倍政権の言っている憲法9条を改正すべきというものには反対だと私は思っております。今回の法律はそういう意味でこのままでよいと思いまして、総務委員長の報告に賛成いたします。

議 長 次に、反対者の発言はありませんか。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言はありませんか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第3号「「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものと決定です。

請願第3号「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願」を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立少数です。したがって、請願第3号「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願」は、不採択とすることに決定をいたしました。

(10:50)

議長 次に、日程第6、議会広報広聴特別委員会中間報告を議題といたします。

議会広報広聴特別委員会から、閉会中の継続調査について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。したがって、議会広報広聴特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。議会広報広聴特別委員長の発言を許します。

議会広報広聴特別委員長 皆様おはようございます。報告をさせていただく前に、一点だけ訂正をお願いいたします。報告書の1ページ目、(4)ふれあい教室の出席者のところの福田議員の名前を削除していただきたいと思います。

それでは議会広報広聴特別委員会において、調査を行ってきた議会活動、広報等に関する調査の中間報告については、すでに文書により議長あてに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

平成27年12月16日、川棚町議会議長初手安幸様、議会広報広聴特別委員会委員長村井達己。

議会広報広聴特別委員会中間報告書。本委員会の所管事務調査事件について

て、川棚町議会会議規則第47条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

議会広報広聴特別委員会委員長中間報告。

1、件名。議会報告会に関する事等。

2、経過と概要。

(1) 第1回委員会、日時、平成27年8月26日(水)、場所、第1委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長、内容、議会報告会に関する事。

(2) 第2回委員会、日時、平成27年10月21日(水)、場所、第1委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長、内容、議会報告会に関する事。

(3) 第3回委員会、日時、平成27年11月4日(水)、場所、第1委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長、内容、議会報告会に関する事。

(4) ふれあい教室、日時、平成27年11月6日(金)、場所、川棚町公会堂、出席者、村井、小谷、山口、毛利委員、議長、内容、ふれあい教室にて議会活動の報告、説明を行った。

(5) 議場開放、日時、平成27年11月7日(土)、場所、議会議場、出席者、委員全員、議長、内容、青少年フェスティバル開催日に合わせ一般に議場開放を行った。

(6) 議会報告会、日時、平成27年11月9日(月)、場所①、栄町公民館、参加者6名、出席者、久保田、堀田、堀池、波戸、小田、福田委員、議長、内容、別添資料参照。場所②、惣津公民館、参加者10名、出席者、田口、三岳、毛利、小谷、高以良、村井委員、議長、内容、別添資料参照。

日時、平成27年11月12日(木)、場所③、五反田公民館、参加者30名、出席者、山口、久保田、堀池、波戸、小田、福田委員、議長、内容、別添資料参照。場所④、下組公民館、参加者18名、出席者、田口、三岳、毛利、高以良、村井委員、議長、内容、別添資料参照。

(7) 第4回委員会、日時、平成27年12月4日(金)、場所、第1委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長、内容、議会報告会の反省ととりまとめ。

なお、次ページから報告会におきます各会場の主な質疑、答弁を記載しておりますが、割愛をさせていただきます。最後になりますが、報告会に関するのまとめ。

議会報告会は例年5月に開催してきたが、4回目となる今回は4月に選挙があったため11月の開催となった。

町民への日時、会場等の周知については、新たに防災無線を活用した呼びかけ等を行ったが、前回より参加人数が減少したのは反省材料の一つである。

内容としては、26年度決算を簡単に説明し、多くの時間を町民との意見交換に充てた。

参加者からの質問は、生活に密着した意見や地元からの要望が多かったが、町の活性化、人口減少、少子高齢化など本町の将来に対する不安や意見も聞かれた。

議会としても真摯に受け止め、調査研究、検討し、これからの議会活動を通じて行政等に反映させていかなければと感じた。

なお、議会報告会でのアンケート結果や内容については、その都度議会だより等で報告する。以上であります。

議 長 これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(10:58)

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(10:58)

(…休憩…)

(12:02)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 お諮りします。本定例会において議決されました議案につきましては、議決の結果生じました条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議

長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

(1 2 : 0 2)

議 _____ **長** ここで、本定例会の運営について、気にかかる点がありましたので、申し添えておきます。

12月9日の定例会2日目の議案第62号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」の議案審議における久保田議員の賛成討論の中に、条件を付けたものと受け止められる点がありました。川棚町議会会議規則第80条では、表決には条件を付けることができないと規定しており、討論に関しても条件を付することは好ましくないとの判断をし、同会議規則第54条第2項において、その折、私が注意すべきものでありましたが、議事録の確認が必要と考え、注意をいたしておりません。

ここに、改めて久保田議員に注意をいたします。今後発言においては、会議規則等の規定を踏まえて発言されるよう留意願います。また、議員の各位におかれましても同様に留意をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。平成27年12月川棚町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 2 : 0 4)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____

会議録署名議員 _____

会議録署名議員 _____